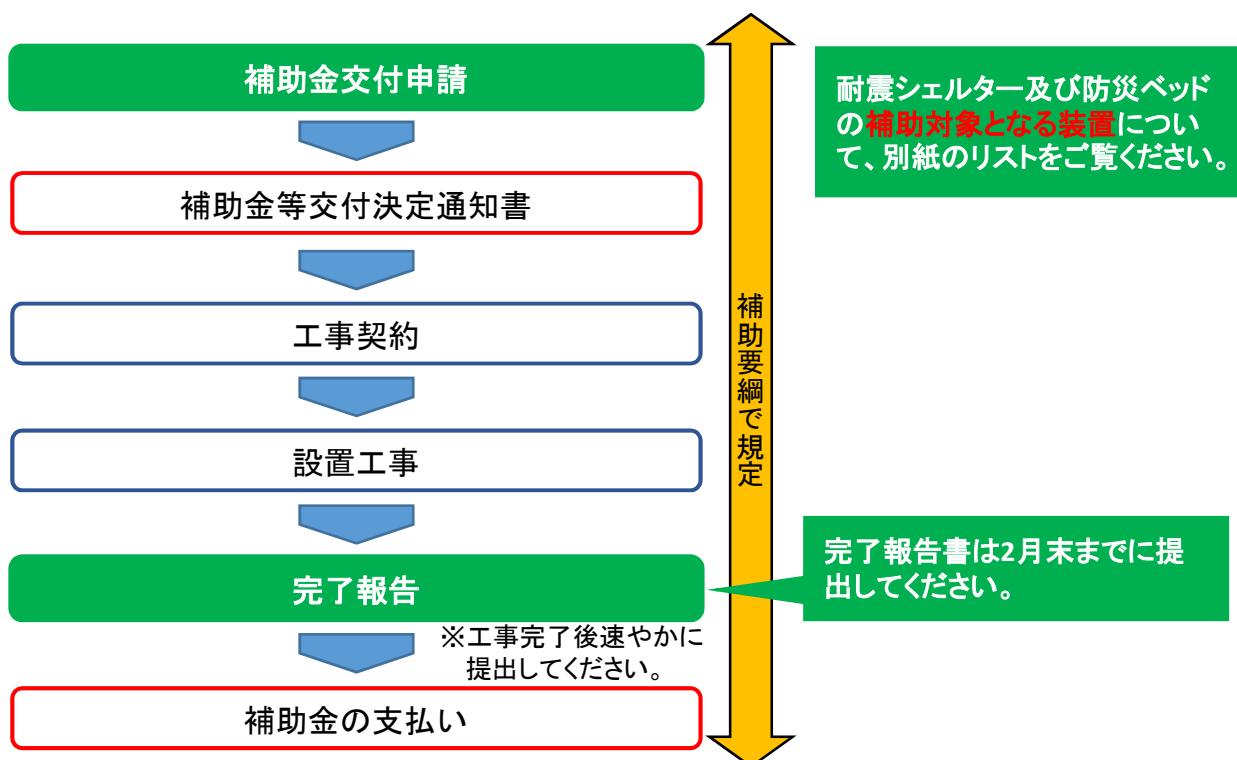


耐震シェルター及び防災ベッド整備事業補助金事業の概要

1. 補助対象

次に掲げる木造住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された、2階建て以下の木造住宅（長屋、共同住宅を除く。）であって、専ら居住の用に供しているもの
- 1階部分へ設置するもの
- 三島市木造住宅耐震補強助成事業を実施していない住宅
- 自ら居住する住宅



3. 補助対象経費

○震災シェルターの設置に要する経費

本体購入費、運搬費、設置に係る床下工事（補強工事）、設置費

○防災ベッドの設置に要する経費

本体購入費、運搬費、設置費

4. 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内とし、**20万円を限度**

①補助対象経費が60万円の場合

$60\text{万円} \times 2/3 = 40\text{万円} > 20\text{万円}$ よって限度額の20万円

②補助対象経費が24万円の場合

$24\text{万円} \times 2/3 = 16\text{万円} < 20\text{万円}$ よって補助対象経費の2/3 16万円